

第七回国会 厚生委員会 議録 第十二号

昭和二十五年三月十三日(月曜日)

午後二時十八分開議

出席委員

委員長代理理事 青柳 一郎君
理事大石 武一君 理事橋 直治君
理事中川 俊思君 理事岡 良一君
理事金塚 孝君 理事菊田アサノ君
田中 元君 丸山 直友君
亘、四郎君 渡部 義通君

出席政府委員

厚生事務官 安田 巖君
(保険局長)

委員外の出席者

厚生技官(藥務 局藥課長) 里見 卓郎君
專門員 川井 章知君
專門員 引地亮太郎君

三月十日

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(参議院送付)

同月九日

妙高戸隠地帯を国立公園に指定の諸願(塚田十一郎君紹介)(第二二四三号)

医療分業制度確立に関する諸願(中村寅太郎紹介)(第二二五五号)

同外一件(保利茂君紹介)(第二二五六号)

旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する諸願(土井直作君紹介)(第二二六六号)

国立福島療養所の火災による被害者救済に関する諸願(岡谷光衛君紹介)(第二二七二号)

皇居前広場に新憲法記念平和の鐘樓建立敷地借用に関する諸願(水谷昇君外二名紹介)(第二二七五号)

今庄村の国民健康保険直営病院建設費国庫補助増額に関する諸願(福田一君紹介)(第二二八二号)

遺族の援護対策確立に関する諸願(外二件)(大養健君紹介)(第二二九五号)

看護婦資格取得者に国家試験の特例設定に関する諸願(岡良一君外四名紹介)(第二三三六号)

單獨美容師法制定反対の諸願(大石ヨシエ君紹介)(第二三三八号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

藥事法一部改正に関する陳情書(茅ヶ崎市中海岸一万一千六百六十六番地谷岡忠二外九名)(第五六九号)

同外一件(和歌山市小松原通七丁目十二番地和歌山県農政会長平越孝一外十名)(第五九二号)

遺族の援護強化に関する陳情書外三件(大分県大分郡今市村岡茂外五十五名)(第五九三号)

大島ら、療養所の患者收容施設拡充に関する陳情書(愛媛県議會議長立川明)(第五九七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長の選任に関する件

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(参議院送付)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号(予))

○青柳委員長代理 それではこれより會議を開きます。

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法案はすでに提案理由の説明は聴取しておりますので、これより質疑を通告順に許すことといたします。菊田委員。

○菊田委員 これの提案の理由にも書いてあるのですけれども、麻薬の取締りをする人の従来の身分関係が府県知事に属しておつたために、監督、取締りができなかつた、こういうことになつておりますが、具体的にどういう取締りができなかつたということになるのであります。御説明をお願いしたいと思います。

○星見説明員 従来麻薬の取締りをやつておりました吏員は、身分が地方の吏員でありまして、法律上におきまして、麻薬取締りの指揮監督は、直接厚生大臣からの指揮監督を受けるようになっておつたのです。それでそういう点におきまして、必ずしも身分関係と指揮命令の関係が一致しなかつた点がありまして、たとえば麻薬の取締りにつきましては非常に習熟した事務の鍛練者、そういう特別な事情がありまして、普通の一般の薬事行政の面と違ひまして、警察系統のような仕事、あるいはまた専門的な知識がある、そういう

ように専門的な技能経験を積まないで麻薬取締員としての相当の働きがでなかつたわけでありまして、相当働きのできるような者が県の吏員でありまして関係で、いろいろ中のポストを動かすという場合に他に転職させるといふことがありまして、これから大いに取締りをやろうという場合に多少の不便がある。そういうような点に多少の不便があります。それからまた県によりましては方針がまちまちでありまして、麻薬の取締りにそう大して重きを置かなくていい、もつと重要なことがある、あるいは特に取締りを厳重にやろう、そういうような県のまちまちの方針があるようにも見受けられます。私どもとしましては、指揮、命令系統と身分関係を一本にするために、このようなシステムをとり、一貫した方針によつて取締りを行おう、こういうのがねらいでありまして、このたび法律の改正案を提出したわけでございます。

○菊田委員 今議會になりました、特に一貫した取締りを強化しなければならぬという、具体的な事情が国内にあるとすれば、それにつきましての御説明を伺いたいと思ひます。

○星見説明員 突は一貫して、こういうような取締り方針をもつて、国の管理で行わせないことにつきました。一昨年来考へておつたのでありますが、われわれもこういうことが理想ではあるということが考えられます。それは一九三一年の国際麻薬條約

に、麻薬の製造制限及び分配條約というのがあります。この中に締約国は麻薬の取締りについて、特別な機關を設けるべしということが義務づけられております。こういう点から世界各國を見ますと、ほとんど国の機關によつて、麻薬の取締りを行つております。ブラジルにおきまして、中央政府と地方委員會が責任を分担しておるといふ状態でありまして、そのほかは全部が国でもつてやつております。わが国は今まで取締りを知事と中央政府と両方

でやつておつたのであります。が、こういう点から見まして、今後日本が世界の独立した一國としてやつて行く場合に、当然この條約を履行しなければならぬし、また平和會議に臨むにしても、そういう体制を整えておくことが必要であらうと考えまして、この取締り法の改正をこのたび提出したわけでございます。

なおこれにつきましては、關係方面から非常に強い要望がありまして、ぜひこの機會にこれを考へたらどうかというのを申されております。一昨年から要望であつたのでありますが、本年この法律を改正するようにお願いしたわけでありまして。

○菊田委員 ただいまの御説明の点で、もう一つ推してお伺ひしたいのです。つまりそういう國際的な協定に基づいて、一方にあるのですけれども、国内的に、特にそういう關係方面から強い要望もあつて、この取締り

を強化しなければならぬというよう
な、わが国内にそういう状況がある
かないかというところをお伺いしたいと
思ふのです。

○里見説明員 先ほど申し上げました
吏員の身分関係と、現在までの法律に
よりましての指揮、命令の関係が一致
しなかつたために、麻薬取締りに多
少不便を感じたということが、やはり
関係方面からも指摘された一つの理由
であります。その中には取締りに当つ
てゐる者が、国の方針によつて相当習
熟した取締員を、県の都合によつて身
分がかわることは困るということが一
つと、それから具体的にはそうありま
せんが、地方におきまして、吏員であ
ります関係で、取締りにつきまして、
いろいろの意見を述べられる政治的な
力、圧迫も、多少加わるという事態も
ないではないというふうな関係もあり
まして、これがやはり向うから要望さ
れる一つの理由であつたわけでありま
す。今後そういうことも、官吏にして
しまへばなくなるといふふうに考えら
れる。そういう点もこの改正の一つの
理由になつてゐると思ひます。

○河田委員 麻薬取締官は司法警察員
としての職務を行うといふことなので
すが、具体的に言つてどういふことに
なるでしょうか。

○里見説明員 法律によりまして、司
法警察員の職務を行う権限を付與され
ておりまして、この関係は検察庁の県
に對する一般の検察官と同じ関係にあ
ります。でありますから逮捕令状ある
いは家宅搜索の令状を求めまして、そ
の令状によつて職務を執行するといふ
関係にあります。

○河田委員 この取締官がとり行う職
務というのは、麻薬のことに關係して
いるだけで、ほかの一般の司法警察事
務には、全然關係はないかどうかそう
いふことをやると、それに規定に反し
てゐるかどうかをお伺いしたい。

○里見説明員 これは麻薬と大麻に關
係してのみの仕事についての麻薬の司
法警察員といふことになります。ほか
の面に対しては権限がないと解してお
ります。

○河田委員 もしこの人たちが直接大
麻、麻薬に關係する事件以外のことに
動かされるということになれば、これ
に對して何か規定上の罰則とか何とか
いふものはあるわけですか。

○里見説明員 これは法律の違反行為
になると思ひます。法律にはそういう
麻薬、大麻以外にはできないように規
定してありますので、それを侵してや
れば、法律の違反行為であらうと解釈
します。

○河田委員 この取締官は小型武器を
携帯することになつていますが、それ
はどういふ種類ですか。

○里見説明員 それは第五国会で麻薬
取締法を改正いたしましたので、小型武器
を携帯いたさせるといふことになつて
おります。実際に拳銃を所持してお
りまして、この拳銃の所持につきまし
ては、厚生省で所持規定をつくりまし
て、間違ひのないように使わせる、携
帶をさせておるといふわけでありま
す。

○河田委員 麻薬についての現状を伺
いたいです。つまり日本にある麻薬
の種類とか、それからどこでつくる
か、そして製造についての何か規約が
あれば規約とか、そういうものをお知
らせ願ひたいのです。

○里見説明員 現在日本におきま
す麻薬は、国内の医療上の麻薬のみの製造
を許可されております。これは終戦後
司令部から、製造を禁止されておつた
のであります。その後向うからの覚
書によりまして、製造を許可されてお
ります。これは但し日本人の医療用に
使う最少限度の麻薬であらうというこ
とをわれ／＼考へております。現在つ
くつておりますのは武田製薬会社の東
京工場、大阪工場、東京におきまして
三共製薬、それから大阪の大日本製
薬、この四工場において製造しており
まして、主としてモルヒネ、コデイ
ン、それからバビナル、阿片アルカ
ロイド、塩酸塩の注射液、そういうも
のが大部分のものであります。これが
平常の経路に流れまして医療用に使わ
れております。

それから取締りの対象になりますと
ころの不正にある麻薬であります。こ
れは終戦後軍に保有しておつた麻薬
の一部不正に民間に出たもので、あ
るいは軍が疎開先に持つておつたもの
から出たもので、そういうものが相
当横行したのであります。ただいま
ではそういうものがほとんどなくなり
まして、現在やみ市場に出ているもの
に密輸品と思つたものと、それから
医師その他の医療関係者から若干出
ているもの、それから盗難によつて得ら
れた麻薬、そういうものが市場に出
ているものと存じます。

○河田委員 たいまつくつてゐる四
工場というのは、これは政府の方で何
か一定の規約があつてこれを許可して
いる、自由にこれはつくられるのでな
しに、許可されるという形になつてい
るものでしょうか。どうでしょうか。

○里見説明員 麻薬の製造につきま
しては、麻薬取締法に規定しますところ
の免許を受けまして、麻薬製造業者と
いふものになつておりました。これに
よつて資格を得て麻薬を製造してお
るのであります。その量につきまして
は、大体一箇年間の日本で使用す麻
薬の量が実績によつてわかつておりま
す。それを総司令部に提出いたしまし
て、條約によつてつきまつておりました
ところによつて、國際連合で各国の麻薬の
需要量を査定いたしまして、その査定
量のわく内によつて日本がつくつてお
るわけです。それをまた一度につくさ
んつくらないように三箇月ごとに許可
をいたしまして、日本の麻薬の消費と
生産をコントロールして行く。ですか
らオーバー・プロダクトになるような
こともなし、あるいは非常に麻薬が足
りなくて困るというところのないよう
に、十分統計上氣をつけて見ておりま
す。なお製薬工場の監督も、毎月係官
を派遣して十分な監督のもとに製造さ
しておるわけでありまして。

○河田委員 それではこれは今すぐ御
答弁いただかなくともよろしくござ
います。が、今の日本の麻薬の種類と
か、それからその生産量、そういうも
のの資料をあつて出していただきた
いと思ひます。

○里見説明員 承知いたしました。

○河田委員 それからただいま御答弁
の中で伺つたのですが、密輸入品とい
うお話があつたわけですが、現在日本

にどういふ密輸入品が入つておると政
府の方で考へになつておるか。それ
はどういふ経路でどういふ種類のもの
が入つておるか。そういうことにつ
いてできるだけ詳しい御説明を願ひた
い。

○里見説明員 密輸入品と思われま
す麻薬であります。御承知の通り麻薬
は非常に少量のもので、やみ値にし
ますと非常に高値になります。たと
えばモルヒネが一グラム三千円したり、
五千円にもなる。そういうような状況
でありますので、これをわずかに持つ
て来ても非常に金目のものになるとい
つた關係で、密輸入の現場において麻
薬を見つけるといふことは、非常に困
難な事情にあります。また私どもの関
係しております麻薬の取締員、これも
この密輸入を直接に取締つて押さえる
というふうなこともないのであります
で、この点は海上保安庁とも緊密な連
絡のもとでやつておりますが、昨年は
密輸入品として持つておつたものをあ
げただけで七名しかあがりません。で
あります。が、大体やみでも持つて
つかまえた犯人からだん／＼にたぐつ
て行きますと、結局密輸入品であつた
というふうなことがわかるような状態
であります。密輸入品の品物は主として
モルヒネそれからヘロインでありま
す。経路としましては大体香港經由の
ものが一つ、それから南北朝鮮から入
つて来ると思われるものがあります。
これは大体そういうふうなものの品物
を見まして、前にそういうものがあつ
たのと比べて、たとえば結晶の形
であるとか、色、そういうようなもの
から判断して、これは密輸入品でない

かというところが考えられるのであります。特にヘロインにつきましては、現在日本においてはヘロインは絶対に所持するに法律で規定になっております。当然日本には成規のヘロインは存在しないはずのものでありますので、これも密輸品であるということが大抵見当がつきます。そのヘロインなんかを見ますと、結晶形、あるいは色等によつて、朝鮮のもの、あるいは支那から渡りましたもの、あるいはような判断がつくわけでありまして、大体そのほか、少量の阿片が入つて来るかと思ひますが、阿片はそのままでも使うといふことはあまりありませんので、主としてモルヒネとヘロインが密輸入の対象になつておるようになっています。

○**田田委員** 昨年は密輸に關しては七人ほどしか犯人がつかまらなかつたというお話ですが、日本に實際に入つておると思われる麻薬密輸入品といふもの、大体どれくらいあるかといふことがおわかりであれば知らせていただきたい。またそれが日本である国内品とどれくらい関係にあるか。それからそういう密輸入に従事しておるのはいくらの人たちか。こういう点をおわかりになれば伺いたい。

○**里見説明員** 密輸入品がどれくらいあるかという判断は、まづたつたかないのであります。ただそういうもの、どういふ者が従事しておつたかといふことは、違反者を検挙した場合に職業別やなんかを調べまして、実に難多なものでありまして、どういふ者かという判定もつかないわけでありまして、違反者は、大体密輸入品を持つて

おつた者が九名ということになつておりますが、そのほかに麻薬を不正に所持しておつてあげられた者、これが昨年五百六十六人、それからヘロインを不正取引した者が九百四十三名でございます。こういう人数がありますので、この中にはおそらく密輸入をした者も含まれると考えられるわけでありまして、統計上から事件によつて分類しますと、一番多いのでヘロインの不正取引でありまして、これが九百四十三名、麻薬の不正取引が三十九名、麻薬の不正所持が五百六十六名、なおヘロインを不正所持しておつたのが二百五十五名、そのほか阿片を飲んだ者が昨年度ありませんが、一昨年三人になつております。こういうような中に一切包含されておるのじやないかといふことが考えられますが、的確にこの中のどれが麻薬の密輸入者である。どういふ者がヘロインの密輸入者であるといふことが判断つかないわけでありまして、

○**田田委員** その入つて来ている麻薬の種類を見ると、大体中国とかあるいは朝鮮から入つて来るものが多いといふようなお話であつたのですが、そういう不正所持に關係している人たちの中には、日本人以外に朝鮮人、中国人といふような人がいるわけですか。

○**里見説明員** 台湾人、朝鮮人、中国人、そういうものが入つております。そうして台湾人と中国人は軍事裁判の方にまわります。朝鮮人だけが日本の裁判の方にまわる。申し上げました数字の中には中国人と台湾人は入つておられません。今まで向うのCIDと協力

してやりました事件には、相当たくさんの方があるのではありませんが、これは全部連合軍の軍事裁判によつて処理されておりますので、私どもの持つていゝる資料には入つておりません。

○**田田委員** そうすると軍事裁判所にまわされた台湾人、中国人たちの数は今こちらではわからないのですか。

○**里見説明員** ただいま私の方に手持ちがありませんが、御必要でしたら調査の上お知らせ申し上げてもよろしゅうございます。

○**田田委員** その数字と、それからその不正所持をした朝鮮人、それから日本人別に、その数字を一つお知らせ願ひたいと思ひます。

○**里見説明員** 承知しました。

○**田田委員** それはこの次にお知らせ願ひます。それから麻薬の中毒患者は現在日本にどれだけの数があるか。またこういうものに対する対策についてお聞きしたい。

○**里見説明員** 現在日本におります麻薬中毒患者は、大体五千人あまりあります。これは各府県からの報告を集計いたしましたもので、約五千人であります。その対策であります。麻薬取締法の中におきまして、麻薬中毒患者に對して麻薬の使用はできないことになつております。これは絶対に麻薬中毒をさらに高進させるということのないように、一切麻薬を中毒患者に使用せまいといふことになつております。そうしてこの監督は、各府県の麻薬取締員がやつておるものであります。ただ法律第四條の中に、「何人も、左に掲げる行為をしてはならない。」

というのがあります。その第四号に「麻薬中毒のため公安をみだし、又は麻薬中毒のため自制心を失ふこと」といふ禁止條項がありまして、これによりまして懲役一年以下六月以上、あるいは二万円以下の罰金という罰則がなされて、これによつて麻薬中毒患者の削減を期すということになつております。その取締法に基いて、取締つて行かうというのが麻薬取締法のねらいであるわけでありまして、

○**田田委員** ついでにもう一つお聞きしたいのですが、密輸のことです。今度こういう麻薬監督官が、厚生省の方の指令で動くような態勢になりますことには、密輸取締りという意図がないと、たとえば麻薬の密輸入といふことが、非常にふえて来ておるという傾向があるかないか。その点も一つお聞きしたい。

○**里見説明員** 麻薬密輸入につきましては、將來とも貿易關係が進みますにつれて、ふえるといふことが考えられます。それにつきましては、海上保安庁の方と密接な連絡をとつて、海上保安庁の密輸の取締りと併行してやつて行くように、こちらからも願ひしてあります。なお主として密輸入品の横行します所は横浜、神戸といふ所でありまして、そういう土地におきましては、取締員を増員して、十分な取締りを実施したいと考えております。

○**田田委員** 明らかに密輸入によつて、日本に入つて来たと思はれる麻薬の数量といふものを、厚生省でつかんでおられれば、その数字もたいにお願ひした調査と一緒にいただきたいと思ひます。

次に大麻の生産状況、そういうものも、もしもこれがタバコなんかと同じように割付でやつておるのかどうか。あるいは買入れの点、価格の点などについて御説明願ひします。

○**里見説明員** 大麻の取締りでありまして、大麻は御承知の通り麻の纖維の原料植物であります。これは当初日本におきましては、大麻は麻薬の原料植物であるといふことを考へておなかつたのであります。連合軍が進駐以來日本の麻を調べましたところ、これが取締りの対象になるもので、先方よりモランダムが出まして、これによつて大麻取締法を制定しまして取締ることになつたのであります。そして今までわが国におきましては、大麻から麻薬をつくつてこれを悪用する、あるいはこれを使用する、そういうようなことが全然なかつたわけでありまして、現在もまだありませんのでございまして、しかしながら原料植物である大麻を大量に使用すると、麻薬をとることでも得るわけでありまして、一応これを取締る必要はあるわけでありまして、それでわれわれの關係しております大麻の取締りの關係は、麻をとるまでの大麻、それと未熟の発芽し得べき種子、これが対象になつておりました。その他については全部農林省の管轄になつております。われわれの取締りするところは、刈取つてかわかして、これを麻にするまでの大麻、それからその種子、その移動等を禁じて取締つておる。価格、できた纖維製品といふものについては、一切取締外になつておるわけでありまして、

これは農林省の管轄になつております。

○荻田委員 ただいま私のいたした質問に對しまして、農林省の關係當局の方を呼んで、この次の委員会で御答弁願いたいと思ひます。

○青柳委員 代理 それではただいまの御要求の通りさういふふうにとりはからいます。

○荻田委員 それから予算の点で少しお聞きしたいと思ひますが、麻薬取締監督に必要な経費といはしまして、二十四年度と二十五年度とは、非常に予算の点が違つておるわけですね。つまり二十四年度は六百四十一万円ぐらゐであつたのが、今度二十五年度になつて三千四百四十九万九千円というやうな、非常に大きな計額に相なるわけですね。それから人員の点も二十四年度の三十三人から三百四十五人になつてゐるのですが、これは二十四年度には府県の予算であり、人員もそこから出ておつたものが、二十五年度には厚生省一本になつたために、厚生省予算としてこれだけのものが出たのですか。

○星見説明員 二十四年度におきましては予算総額二千八百萬円で、来年度予算におきましては三千四百萬円であります。二十四年度におきましては地方の吏員の麻薬取締官は、全額國庫補助の形式でもつて出しておりました。今度それを厚生省の國の方の經費に組かえをいたすわけになつております。従つて人員も三百二十二名が厚生省の官吏として入つて来るわけでありまして、予算面におきましては組かえをするにすぎません。人員は今までの地方の吏員を官吏にする關係で三百二

十二名が増員ということになるのであります。

○荻田委員 二十四年度の予算は、いまだいた予算書を見ると、あなたのおつしやつたやうに二千八百萬円となく、六百四十一万円といふふうになりませんが……

○星見説明員 六百四十一万円というのは本省費でありまして、そのほか地方の補助がついておりました。それが全額國庫補助の形でついておりました。

○荻田委員 大蔵省が麻薬取締監督官に必要な経費も、やはり二十四年度と二十五年度と非常な開きがありますが、それもやはり麻薬取締りのときと同じやうに、國家予算として出して来たものが厚生省予算に組かえられた、こゝろ理解してよろしいですね。ついでに予算定員として三人とあつてあるが、これはどういふことですか。

○星見説明員 その三名は本省におきまして大蔵省の取締官が三名であります。それから大蔵省の方はやはり全額國庫補助で、それは昨年補助金の形で地方に出しておりました。来年度は麻薬取締官によつて大蔵省の監督をいたす關係で、実際としては大蔵省の經費は不用額になるものと考えております。

○荻田委員 そうすると麻薬取締官の人数は、本年度は直接厚生省からの人員として三百二十二人ということになつておりましたが、これは昨年度、府県に配属してゐた人の人数と比べますと、別に今年度ふえたといふことはないわけですか。それとも今年度は増員しておりますか。

○星見説明員 昨年の通りの人員を今年度厚生省に官吏として入れるわけでありまして、三百二十二名の中で本官者が二百十五名で、残りは雇員であります。

○荻田委員 私の質問は大体これまでですけれども、ただいま私の質問の中で調査をお願いしました件について、なおこの後の委員会で質問をさせていただきますか。

○星見説明員 麻薬取締官のことに關しまして、大蔵省の生産状況、価格、その他のことに關しまして、私の質問がまだ残つておりましたので、さらにその調査を出していただきまして、質問を続行したいと思ひます。

○青柳委員 代理 それでは一応荻田委員の御質問は本日は終つたやうであります。農林當局は本日出られると思ひますので、その際にまた御発言願ひたいと思ひます。次に丸山委員。

○丸山委員 ただいまのことは先ほどお話になりましたやうに、麻薬として考へておられるやうであります。私にはあまり麻薬としては考へておりませんが、法が出ておる以上は、その取締りを受けることになるのであります。第十九條に、厚生大臣が大蔵省の栽培その他に關して必要な事項を命ずることができるとありますが、この栽培の作付反別といふやうなものの制限と申しますか、許可と申しますか、さういふこともやはり厚生省所管なのですか。

○星見説明員 ただいまの御質問の作付反別は、農林省と協議の上で定めるやうになつております。なお作付反別は実は司令部の方からのメモランダムによりまして、日本全国で五千町歩といふことに押えられております。五千町歩の範圍内において、二十三県にこれを割當ててつくられております。その作付反別につきましては、農林省と協議の上で、大体きめておるのであります。

○丸山委員 そういたしますと、それは従来の取扱ひがさうだつたのでありますか。

○星見説明員 さうであります。

○丸山委員 今後はそれに何か変更が起りましたやうか。

○星見説明員 現在の日本の麻の需要はこの五千町歩でまかなえるかどうか。増してもさういふ必要があるのかどうか。どういふふうになつておりますか。

○星見説明員 當初定めまして五千町歩でありましたが、これは大抵初めに大蔵省の生産が認可されましたのは、連合軍司令部に懇請いたしましたので、麻の資源のためにぜひつくらしめてもらいたいといふことを懇請いたしました關係で、われわれの方で大体実績を調べたわけでありまして、さうしてそれによつて大体五千町歩ということが認められまして、五千町歩の範圍内で栽培を許されております。実際には五千町歩を下まわつておりました。一昨年は三千八百町歩、昨年は四千町歩から四千五百町歩の間くらいで、いまだ五千町歩に達していないやうな状況であります。各府県からの希望もとあります。それも勘案して、各府県の作付反別をきめておるわけでありまして、

○丸山委員 実は農家などでは、自分の需要に供するために麻をつくりたいといふ希望を持つておるものが非常に多いのでございまして。さういふものは、もちろん零細な栽培なのであります。が、さういふものは今まで許可になつておらない現状なのであります。栽培の許可といふやうなことに對して、今までと機構がかわつて、責任のあり場所がかわるやうなことになると思いますが、この前は都道府県知事にもあつたのであります。今度にはなくなりまして、さういふことのために割當等に非常に手間取るやうなことで、栽培が非常に困難になるやうなことを生ずる危険はないのですか。

○星見説明員 ただいま御質問がありましたやうな点に對しては、別に御心配になるやうなことはないと思ひます。さういふことは今まで通り府県に駐在しますところの麻薬取締官を通じてもらひまして、それによりましてこちらで作付反別をきめて許可をする、こゝろに關しまして、さういふことになりまして、これも期日が毎年きまつております。でありますから手続上遅れるといふやうなことはまずないと考へております。

○丸山委員 今度、麻薬もさうであります。厚生大臣が直接にやるといふことになりまして、取締官は全部新しい人間が任命されて行くことになるのですか。

○星見説明員 今まで各都道府県におきまして、その麻薬取締官の中から任命することにしておりまして、実は今月末をもつて発令する予定にしておりまして、大部分が今までやつておりました麻薬取締官をそのまま取締官に任命することにいたしております。

○青柳委員長代理 それでは次に岡委員。

○岡(真)委員 麻薬の取締法ですが、結局麻薬中毒患者を防止するというのが大きな目的だと思いますが、現在日本の国内にモルヒネ、コカイン、ヘロインの中毒患者はどれくらいあると見ておりますか。

○里見説明員 先ほどお話ししたように約五千人あまりの患者があります。それは薬品別にしますと、大体モルヒネ、バビナール、コカイン、そういうような種類のものがあります。

○岡(真)委員 それでそういうふうな患者、中毒になりそうな患者に対しては、どういふふうな取締りが適用されておりますか。

○里見説明員 取締りにつきましては、麻薬中毒患者が犯罪を犯した場合には、麻薬取締法第四條の第四項によつて取締るわけでありまして、ただ病気の他の関係で自動的に、と申しますか、医療上麻薬をどうしても使わなければならぬという関係で中毒になつたものもありまして、そういうものにつきましては、本人を勧奨しまして、麻薬の中毒をおさすようにせしめておるわけでありまして、なお麻薬中毒患者であつて犯罪者でないというふうな者に對しましては、つとめてこれを勧奨しまして、精神病院その他に入院させて、麻薬中毒をおさすというふうな方針をとつておるわけでありまして、

○岡(真)委員 たとえばそういう場合、麻薬中毒患者というものは、御存じでしょうが、麻薬を手に入れることについては非常に機敏であり、大胆であり、かつまた実に巧妙なうそを言う

性格的な素質を来しておる者が非常に多いのですが、そういうふうな点について、やはり麻薬中毒患者を防止する意味において、何か具体的に対策のようないふこともおありになりますか。精神病院に希望した者は入院させるとしても、広く散らばつておる患者に対する対策、特に夫婦は伝染する場合が非常に多いのですが、そういうふうな点について何か具体的な対策を厚生省として用意しなければならぬのじやないかと思ひますが、お考えがあらましようか。

○里見説明員 麻薬取締りの根本になりますのは、不正麻薬で、その最後の消費者は麻薬中毒患者であるわけでありまして、一般の医療用の麻薬については、取締法に従つてすべて監督のもとにつくられ、そして最後の末端までの使用を取締られ、かつ麻薬の受拂い、あるいは移動について明確な責任をおの／＼持つておるわけでありまして、麻薬中毒患者の使います麻薬が、結局麻薬取締りの対象になつておるわけでありまして、でありますから、われわれといたしましては、麻薬中毒患者をまず一番初めにマークいたしまして、これから犯罪をたぐつて行くというところに努力をいたしておるわけでありまして、それで麻薬中毒患者が、麻薬を得るためには、どんな危険を冒し、また非常な変質者もあり、公安を乱す、そういうふうな点は十分わかつておりました、これらの監視をゆるめたらば、麻薬中毒患者をつくり、またそのために害毒を相当流すことがありますので、もつぱら麻薬の取締りについては、麻薬中毒患者を中心にして取締る

しなければならぬというので、取締り対象としては麻薬中毒患者と、それをめぐる麻薬に重点を置いておるわけでありまして、それで大体麻薬中毒患者を対象とする麻薬のブローカー、それからさらにまたブローカーの買出す元を持つておる密輸入者、そういうふうなものが、すべて麻薬中毒患者に最後に連累しておるのでありますから、こういうものをなくす。あるいは中毒患者をなくすということができる、この麻薬の取締の必要がなくなるといふこととあります。中毒患者イコール犯罪者でないというので、ただいま申し上げました病院その他に勧奨して入れるというものは、犯罪者ではないところの麻薬中毒患者であります。それから麻薬中毒患者が一度でも麻薬を所持した場合、麻薬取締法の違反者であつて、犯罪者でありますので、こういうものは取締法の規定によつて、処罰するといふ方針をとるのが当然であらうと思ひます。もつぱら対象となりますのは麻薬中毒患者であつて、かつ犯罪を犯す者、これを取締りの対象として、麻薬取締りによつて網羅を期すといふことをやつておるわけでありまして、ただ一般の麻薬中毒の人を強制的に收容するといふことは、基本的人権にも関係しておりますので、そういうことができません。それで勧奨して、本人の意思によつてこれを入院させておさすといふ方法をとつておるわけでありまして、

○岡(真)委員 基本的人権の干渉となるかも知れませんが、しかし刑法上もやはり心身病弱者といふような程度に取扱われる例が非常に多いわけであり

ます。従つてそういうふうな中毒患者は当然なおしてやるように、強制的にでも、し向けることが、基本的人権の尊重になるわけですが、そういう形式論議ではありません。御承知のように麻薬中毒患者といふものは、一度精神病院を訪れますと、ほとんど繰返し繰返し来るものであります。入院させて一時よくなつても、うちへ帰れば意思が弱くなつておるから、すぐ再発して来るというふうなことで、結局その本人なり、家族なりも負担に耐えられないといふような状況になります。と、この中毒患者が野放しになるというふうな事例は、非常に多いことだと私も想像しておるのであります。が、何か国の方で、やはり中毒患者に對しては、かりに少量を用いておる者ならば、多少の禁断症状はあつても、思ひ切つてこれをやめさせてしまひ、また相当大量に用いておる者ならば、禁断症状も考慮しつつ、とにかく麻薬と縁を切らせる。そして三月なり、半年なり、とにかく大体これならば再発をしないだらうという安心の行くところまで、療養させて、そして社会に送り出してやるというくらいに、対策もあわせて行かないと、ただ麻薬の行方ばかりを追いかけておるといふことだけでは、實際問題として麻薬中毒患者の網羅もできないといふことになつて、せつ／＼の法律も空転する危険が非常に多いと思ひます。そういう点はどうか。麻薬課長あたりも具体的なお考えはありますか。

○里見説明員 実は麻薬中毒患者の收容につきましては、この法律を制定いたしますときに、私もはまず考えた

のであります。が、麻薬中毒患者を強制的に收容しようといふことを法律の條項に入れる考えでおつたのであります。そして最低六箇月は中毒患者を收容しようという考えは持つておりましたので、その案をもつて実は関係当局と折衝したわけでありまして、関係われわれの方針とが一致しませんので、そのかわりにいふとおかしいのですが、麻薬中毒患者イコール犯罪者、癮癪によつてやむを得ずできた麻薬中毒患者を除いたすべての者は、麻薬中毒患者イコール犯罪者であるといふような考えでもつて、第四條第四項によつて取締りをしようといふことになりました。その強制收容といふことを法律案の中に入れることは実はやめたわけでありまして、現在は結局、この麻薬中毒によつて公安を乱したり、麻薬中毒のために自制心を失つた者を犯罪者としてあげて、中毒患者の網羅をはからなければならぬといふような状況になつておるわけでありまして、さうに御承知を願ひます。

○岡(真)委員 先ほど御説明にもあつたように、麻薬の取締り、特にアジアにおける麻薬中毒については、国際連盟時代にも非常に関心が拂われて、国際協定がつくられておるくらいであります。これはやはり麻薬課長あたりの政治的折衝の迫力が足らぬものだから、麻薬取締りの徹底が期せられないのではないと思ひます。どうせ改正するならば、麻薬中毒患者をできるだけの国の責任において療養せしめ、一人前の社会人に復帰せしめるくらいは措置をとるような法の改正を、ぜひとも関

係當局と御折衝の上していただきたく
と私は希望するので。

それから麻薬の取扱上不正があつたために、麻薬を取扱うことを禁止されている医師があるというのを仮定いたしました。その医師が控訴しているという場合、その期間麻薬の使用を禁止されている医師として、外科医師であるにせよ、内科医師であるにせよ、麻薬の取扱いを禁止されるという事は、医業を営めないような致命的な立場に置かれるのであります。そういう場合に第一審で禁止されておるとしても、その医師がなお控訴しているという場合には、やはり第二審の判決が下るまでは、麻薬の使用を認めていいのではないかと思うのであります。実はこれは私の聞き違いかもしれませんが、先般長野県であるお医者さんの団体に会いましたところが、そういう事例を話しておりましたので、そういうふうでありましたならば、きわめてお気の毒だと思いましたが、こういうお取扱いはどういふふうになつておりますか。

○星見説明員 麻薬の取締法違反によつて行政処分を受けて、麻薬の使用を停止されておる者につきましては、刑が確定しないと、それをさらに復活させることができない事情にあります。そうして突発問題としましては、前にそういう処罰を受けて禁止になつても、さらに出願しまして、厚生大臣が適当と認めた者に対しましては、さらに免許をするというふうな状況であります。実際の一つ／＼について、前の違反行為が非常に悪質のものであるかどうかという点を十分調べた上で、そ

れほどでない者に對しましては、さらに免許を與えるというものを現にしております。

○和田委員 関連して質問をさせていただきます。今麻薬中毒患者のことでいろいろ御質問が出たのですが、五千人というのは日本人だけの数ですか。それとも在日朝鮮人の数が入つておられますか。入つておるとすれば、その割合はどういふふうになつておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○星見説明員 朝鮮人の数が入つておりますが、ここにその内訳を持つておりませんが、ここにその内訳を持つておりましたら申し上げます。

○和田委員 それと、ついでにお願いした調査も一緒にお答え願ひます。

○青柳委員長代理 それでは次に大石委員。

○大石(武)委員 先ほど丸山委員が言われた大麻栽培に関する件につきまして、補足的に希望を申し述べたいと思ひのであります。

先ほどの御答弁では、日本に栽培を許可されている大麻は五千町歩であるが、その生産はそれよりはるかに下まつて栽培されておる、三千何百町歩である。しかしこれは実際取締的には何ら不都合はなく、十分日本の国情に合つておるというお話でありました。が、はたしてそのやり方に手落ちがないかどうかという事は、さらに検討する必要がありますかと思ひのであります。われ／＼の郷里におきましても、調べたところによりますと、大麻の栽培は非常に採算がとれるいい仕事のようにあります。農家の副業としてもよい仕事のようにありますが、そうして日本

の現状においても、麻がいかに不足しておるかという事は、ここに数字をあげなくてもおわかりのことと思ひます。じかると今の何倍か何十倍かの麻の需要を必要とする場合におきまして、わざかに許可された栽培面積よりも下まわる現状というものは、取締りか何かに手落ちがあつて、そういう事情であるという事を考えなければならぬと思ひのであります。先ほどのお話では、日本においては、麻によつて麻薬をつくつておる者はないというお話でありましたが、そういう状態であればなおのこと、大麻の栽培というものをもつと推奨するように努力せられるのがほんとうであらうと思ひのであります。従つて五千町歩という許可の面積に満足しないで、日本においては、いかに麻の栽培が必要であり、かつ麻取締り上害がないという事を大いに強調せられ、また農民に對しても、これが楽に栽培できるよ様に、十分取締りあるいは監督に留意せられて、これを推奨されるよ様に、極力希望するのであります。

○星見説明員 ただいまの大麻の栽培面積であります。これは私どもは、各府県からの希望の数字をまとめたもので、それによつて許可をしておるのであります。それから、もし府県においてこれ以上の希望がありましたら、出していただいて、それが五千町歩以上に達したならば、私どもはできるだけ関係方面と折衝いたしまして、あるいはオーバーすることも可能かと考えます。またほかの県で希望のない県がありまして、その作付反別を他にまわして、そちらの県をふやすという

ことも可能であります。ただ今まで私ども扱つておりましたのは、各府県からの希望数をまとめて、五千町歩に達しないので、そのまま許可をしておつたという実情でありました。実際にたくさん希望者があるとすれば、五千町歩以上になつても栽培できるよ様に、関係方面と折衝することは、できるだけ十分いたすつもりであります。

○大石(武)委員 そのお考え方が、こゝろ言つては失礼かもしれませんが、まことに官僚的な考え方じやなかろうかと思ひます。五千町歩に達しないから、それでよろしいというのは、現状に即さない言葉だろと思ひのです。これはおそらく希望がないのではなくて、希望のできないような条件のもとにあるから、希望がないのだろと思ひのであります。日本の国の現状が、麻を非常に必要としておることは、私がこゝで喋々する必要もない。日本の農民が麻を栽培すれば、採算が立ち、ある程度輸入を抑えることができる現状にあるという事は、私が今こゝで説明する必要はないと思ひます。従つて今農民が現状に甘んじているのは、希望がないのだというよ様な考えでは、ほんとうに日本の麻の栽培の発展はできないと思ひのであります。ここに見方の間違ひがあると思ひのであります。それは、希望させないよ様な監督なり取締りに原因があると思ひます。そういうことを十分に考えられて、希望しないからこれでよいのだというよ様に、現状に満足されないで、これを希望しない原因は、ほんとうにこれをくりたくないのか、それともつくり得

ない現状にあるのかということを探してやつて、その障害を取除かれるのが政治であるから、その意味で進まれんことを希望いたします。

○星見説明員 大麻の栽培の状況から見ますと、大体取締りの面から行きますと、現在つくつておるのは、集団的にまとまつて栽培しておるのであります。何坪ずつというよ様な少しずつの栽培は、実際にはないよ様な状態です。そういうものを全部希望をいれまして、もちろん相当の数字になるかと思ひますが、それではなか／＼取締りがつきません。御承知のよ様に、栽培している所は、都会から離れた山のような所にたくさんありまして、これがばら／＼に栽培されております。取締りが相当困難を來すといふこともありまして、大体集団的にまとまつておる所に許可をしております。しかししたしましお言葉のありました通り、取締りが嚴重に過ぎて栽培ができなとか、あるいはまた報告を出さなとか、あるいはまたあるから栽培しないといふよ様な方もあるかと思ひます。しかしながらできるだけそういう面を越えまして、希望される方には、栽培できるよ様に、私どもも努力するつもりであります。どうぞひとつ栽培県におかれまして、そういうよ様な事態があらば、御指導を願つて、あるいは私どもも、果の取締りの係員等にも、この点を十分伝えておきます。将来の取締りについては、十分御意思に沿つたよ様な考慮をいたすつもりであります。

○丸山委員 私ども、それを実は心配しておるのであります。農家は自分の

収入をはかるということではなく、私どもの方はやはり裁裁地ですが、零細な栽培をしておりまして、それは自分のうちの子供のけたの緒をつくるとか、自分で消費したいために、少量の栽培をしておる者が非常に多いのであります。それが非常に手続が多いために、許可を得ておらぬのが現状であります。そういう作付反別があるならば、零細な栽培者も、ただ取締りがめんどうだからというのでなく、もう少し広く、ゆつくりとつくらすような方向に進んでもらいたいということを、特にお願いしておきます。

○大石(議員) 私は東北ですが、丸山委員その他が言われたように、私の地方では、大麻をつくつて、げたの緒どころじやない。衣料を買えない農家が衣料にしておるのが非常に多い。これは地方にとつてはぜひ必要なものであつて、この作付を制限したり、監督を厳重にしたりにすることによつて、地方におけるそういう実情を無視し、あるいは農家の自己消費を非常に困難ならしめるというようなことがあつてはならない。もちろん農家は、余裕があるならば、そういう需要は他の方法によつて満たすことができるはずであるけれども、現在の農家は事実上、経費の關係からそういうことは不可能になつておる。それほどに零細化され、貧困化されておる農家が、衣料の面で、最後の線としてそういうことを要求しており、それが古来の習俗にさへもなつておる際に、これを法的に禁止するといふやり方は、われ／＼反対しなければならぬと思ふのです。聞くところによれば、あなたも言われたように、

に、メモランダムが来たからというところであるが、われ／＼はメモランダムによつて政治を行うべきではなくて、日本の実情に即して、また日本の大部分の人々の要望に即した政治を行ななければならぬのであつて、われ／＼は、やはり正しいことは堂々と、メモランダムいかににかかわらず、国会の權威においてこれを決定して行くという習慣をつけないければいかぬと思ふのです。そういう実情にあるときに、法の制のきめ方、たとえば、技術的には私よく知りませんが、收穫をしてその大麻を、麻薬になる部分だけについてどうするとか、こういうふうな制限を付するといふようなやり方で、作付については自由にするとか、地方の状況に即した形をとるといふような方法はとり得るはずだと思はれるので、そういう点も考えられてはどうか。御意見を聞きます。

○星見(説明員) 作付の反別は先ほど申し上げましたように、地方の実情の要望によりましてやつておるのであります。ただその要望が、先ほどありましたように、全部の全部が希望しているか。取扱いがめんどうとか、そういうような点から遠慮されて、出されない方も多少はあつたろうと思ひますが、実際は私どものところでは、各府県からの希望数字をまとめてやつております。

それから大麻の取締法を制定したことであります。これは先ほど申し上げましたように、日本においては、終戦前までは大麻について何らの取締規則もなかつたのであります。メモランダムが出まして、この大麻の取締り

を行ふことになりまして、もと／＼麻薬をとりまします大麻インド大麻というやうなものは、国際的に麻薬ときまつておりまして、これは取締りをしなければならぬ義務を持つております。ただ日本にありました大麻がそれに該当するかしなないかということが、これまでわからなかつたわけでありまして、それがたゞ／＼調査の結果、これが当然該当するといふことになつた關係で、これは麻薬の原料、薬物として取締りを行わなければならない国際條件の關係もあり、それを履行する義務を日本が負つております關係で、これは将来とも取締るべきものと考えられます。

世界の各国を見ますと、やはり大麻をそのまま禁止している国も多くあります。フィリピンあるいは南緯、日本等は纖維關係によりまして、大麻の栽培を許可されておるわけでありまして、もちろん、われ／＼としまして、十分にこの大麻が纖維資源として重要であることはわかつておりますので、総司令部の方に懇請いたしまして、麻の資源として必要であります關係で、この生産を認めてもらうことになりました。現在五千町歩の範囲内で、かつ人員も三万人と押えられておるのであります。実際問題として、三万人以上であります。それは何人か一かたまりでもつて一人の代表者を出して、そうして栽培させておるといふやうな実情でやつておるわけでありまして、

○河田(委員) 前に質問しました質問の中で落ちておる條項がありますのでお尋ねいたします。それは麻薬取締法の五十三條のことなんですけれども、こ

こに「麻薬取締員は、麻薬に関する違反の捜索にあたり、厚生大臣の許可を受けてこの法律の規定に拘らず何人かからも麻薬を譲り受けることができる」といふ條項がありますが、「この法律の規定に拘らず何人かからも」といふことは、どういふことなんでしょうか。それから「譲り受けることができる」といふのは、有償ですか、無償ですか。そういう点をもう一つお伺ひいたします。

○星見(説明員) この五十三條の譲り受けは、有償無償を問はず、とにかく譲り受けるのであります。これは犯罪捜査の上におきまして、証拠物件として麻薬を得なければならぬという必要がある場合がありまして、そういう場合のためにこういう規定を設けております。しかしながらこの條項の運用いかんによつては、逆に犯罪を誘致するやうなおそれがありますので、実際に犯罪捜査を行うという見通しがついたものにのみ、厚生大臣の許可を受けまして、麻薬を譲り受けさせる。そういうやうなことにしているわけです。

たとえば密売者、ブローカー等を捜査する場合に、麻薬取締員が買手になりまして、そうして買つたものを犯罪の証拠物件とする。そういうやうな必要のときに、この條項の規定によつて麻薬を譲り受ける。そういうことに使つてわけです。

○河田(委員) 今おつしやつた例はわかるのですけれども、そうすると有償の場合もあり、無償の場合もありといふのは、どういふ場合が有償で、どういふ場合が無償かという明確な規定がありませんか。

○星見(説明員) これは買手相手方の意思によつてきまるのでありまして、向うで十萬圓なら十萬圓、五萬圓なら五萬圓で買おうという約束ができた場合に、それを買つたならば、有償であります。ただそれをもつ場合もありましたので、これはそのときの取締りの關係によつて、有償、無償がきまることだらうと思ひます。これは相手方が、何人からも買おうといふ「何人」といふのは、主として麻薬の違反者から買うので、犯罪の捜査のためにこの條項をつくつたわけでありまして、大体それが対象になつてゐるわけであり

受けるのか、いろ／＼なことがあるのであります。麻薬取締員が麻薬に關する密売をやつたとか、その他の犯罪を犯したといふ問題が実際に起つておるのであります。そういうやうな場合に、これを取締るのに、何か特別な罰則がございませうか。

○星見(説明員) これは當然麻薬取締法の適用を受けるのであります。

この五十三條によりまして、特別に厚生大臣から許可を得ない限りは、この麻薬取締法の適用を受けて、一般人と同じ立場にあると解釈されます。普通の罰則を全部適用されます。この五十三條につきましては、厚生大臣の特別の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、たれからも買える、譲り受けることができるわけでありまして、これは実際問題としては、この取締員から厚生大臣に許可の申請書が参ります。そうしてその許可の申請書にどういふ事情であるといふことを述べておりまして、それを十二分に審議した上で許可

を與えて、それによつて買うわけでありまして、それ以外に麻薬を譲り受けた場合は、一般人と同じような取締りを受けるのであります。

○丸山委員 麻薬取締官の地位を利用して麻薬に関する犯罪をやるのですから、特別な罰則があつてもしかるべきではないかと私は思います。そう考へになりますか。

○星見説明員 これは一般人の麻薬取締り違反のほかに、業務上に関して違反があれば、刑法上の問題が加わるのだと思ひます。

○市田委員 先ほどの私の質問に対する御答弁で、私はどうも法律のことはよくわからないせいで、はつきりしないのですが、つまりそのときの契約によつて、そのときの約束の仕方によつて無償になつたり有償になつたりするものがあるのですか。そういう点が私は不確かなんですが。

○星見説明員 この五十三條の麻薬の譲り受けは、金銭問題には一切関係なしに、これは犯罪捜査のためにつくつた規定でありまして、一般の麻薬の譲り受け譲り渡しの場合と違つてあります。

○市田委員 そうすると、つまりそういう犯罪の疑いがある場合に、この人が買手に化けて買うわけですね。その

ときに実際にその人がお金を拂へばそのお金はやはり相手方に渡る。そうではなくてただ口約束だけで、犯罪が暴露すれば、それはそのままでもつて、もうお金を渡さないと、そういうことなんでしょうか。それとしてはまことにおかしいと思ふのですが。

○星見説明員 その通りであります。幾ら／＼で買つてということになつて、相手方にその金を渡せば、それを渡してしまふわけでありまして、何千円でも何万円でも買つてという約束によつて向うに渡せば、その金で買つたことになつて渡すわけでありまして、渡すわけであり

ます。それからあるいはもう一つあるわけでありまして、たとえば見本として買つてあるものがあるのです。こういう大量の阿片を持つておる。それでこの次に持つて来るから、これだけ先に見本として渡してゆくという場合は、もう渡すわけですね。それからあるいはこの次に一万円持つて来いと言われたとき、一万円で買ひ受けて、それを相手を持つておるのを、この麻薬取締法によつてこれを検査するということも当然あるわけでありまして。

○市田委員 どうも私は常識としてそういうことは何とおかしいと思ふのです。というのは、どうせ相手はそういう犯罪を犯した人なんですから、だからそういう場合には、有償というものは必要ないのではないのですか。有償無償とか、そういうことが法律に書いてあれば、適用はもつと別な場合にあるのじやないかと思ふのですけれども、

さつきの場合のようであれば、いづれ犯罪なんですから、有償でしようが、無償でしようが、普通の刑法によつて

処罰できるのだから、問題にならないと思ふのですが、もつと別なことをこ

れは言うのじやないでしようか。

○星見説明員 この麻薬の犯罪捜査は、非常に困難がありまして、そういうようなこともやつて、ようやく見つけ得るというようないふこともあります。特にこういう規定を——実はこの規定はアメリカでやつておりましたので、それを手本としてやつたような関係であります。今までこういうことはやつたことはないのですけれども、なか／＼麻薬の犯罪というものの検査はむずかしいものですから、そういう

ようなブローカーやなんか主としてやつておるのですから、それを相手として麻薬運反を検査するといふために、この麻薬の譲り受けをこゝで規定したわけでありまして、でありますから、やはりそこで金銭問題も出て来るわけですね。有償であるといふことと無償であるといふことが、その事態によつていろいろまたかわつて来るわけでありまして、ただその麻薬をもらいた

いからというのでは、なか／＼見つからない。それから実際にこの犯罪が行われるといふことの見通しをつけたものでなかつたならば、こういう許可をいたしませんので、そういうものは、しかしながら証拠品として得る必要がどうしてもある場合に、こういう

ような規定によつて麻薬を譲り受け、そういうことになつたわけであり

ます。

で、なおこの点は私の方でも研究して参りまして、この次にまた資料を出していただいて質疑が残つておるわけですから、そのときに重ねて質問させていただきます。

○青柳委員長代理 申し上げます。先ほど市田委員から御要求のありました農林当局は、本日は出席しかねるということでありまして、御承知願ひ

ます。

この法案に関する質疑は本日はこの程度にしたいと存じます。

○青柳委員長代理 次に小委員及び小委員長選任に関する件を議題といたします。前会、大石委員より、医療制度に関する小委員会設置についての動議が提出されました。小委員の選任は委員長に御一任願つたのであります。が、この際医療制度に関する小委員及び小委員長を私から指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○青柳委員長代理 御異議なしと認めます。御指名いたします。

今泉 貞雄君 大石 武一君
高橋 等君 田中 元君
松永 佛骨君 丸山 直友君
岡 良一君 金塚 孝君
渡部 義通君 金子與重郎君

を医療制度に関する小委員に、小委員長には大石武一君を指名いたします。

改正する法律案を議題といたします。青柳君。

○青柳委員 簡単に二点ほど承りたいと思ひます。その後の厚生年金の積立金の積立状況並びにその利子の現状についてお尋ねしたいと存じます。

○安田政府委員 第一点の積立金の状況でございますが、一月末で百八十一億でございます。大体三月末になりまして百九十三、四億になるかと思つております。なお利子は昨年の十月から従来三分五厘でございましたのが四分

になつて来ております。

○青柳委員 厚生年金の積立金の利用に關しましては、第五国会におきまして、厚生年金法の一部改正の際に、本委員会におきまして強い希望條件を付しまして、この積立金の利用に關しましては、この金が勤労者から集つたものでありますから、この金を出したところのこの保険料を支拂つておる勤労者の福祉施設のために、従前使われておりましたような状況に返すべきである、しかも利子が非常に低い、これも上ぐべきであるという希望條件を付したのであります。その後、これらの問題につき、政府御当局もいろいろ関係方面と御折衝相なつたと思ひますが、その状況をお知らせ願ひたいと存じます。

○安田政府委員 御説の通りでございます。衆議院の方の御意向も十分私ども了承いたしておるのでござい

ます。その後いろいろ折衝いたしております状況でございます。しかしながら当時の状況から考えますと、いろいろな点でだん／＼と條件がよくなつ

て

て来ておりますので、私どもは早急にこれを解決するように現在努力いたしておりますが、あるいはもう少し早く行くのではないかとこのような状況になつております。しかしかかつて二に関係方面の意向にあるわけでありませう。

それから利子の点につきましても、これは非常に安いのでございまして、三分五厘を昨年十月から四分にいたしていただきましたが、来年度からは四分五厘で予算も組んでおりますから、四分五厘になります。

○青柳委員 ただいま局長の御発言の中に、その後条件がよくなつたというお話があつたのですか、ちよつと耳寄りだと思つたので、どういふ点がよくなつたかにつきまして、お話を願ひたいと思ひます。

○安田政府委員 国内的にもいろいろ資金の問題、あるいは大蔵省との関係につきまして難点があつたのでございしますが、そういうような点が大体解消いたしました。こういうことでございませう。

○青柳委員 この厚生年金の積立金は、すでに預金部を通じて公営団体に渡りまして、そちらの方面でもに使われておると思ひますが、御当局の御見通しでは、この積立金を今後勤労者の福祉施設のために使うということがきまりました際には、ただちにどの程度のものでこの福祉施設に利用せられるものであるか。その程度といひますか、その量の見通しについてお尋ねいたしたいと思ひます。

○安田政府委員 まだはつきりそこまできまつておりませんが、大体積立金の一割程度、従ひまして、まあ

二十億をマキマムといたしまして、十億ないし二十億くらいを勤労者の方の施設にまわしたい、こういうふうに考へて、今せつかく努力いたしております。

○青柳委員 他にもこういう積立金の制度がございしますが、他の制度も厚生年金の積立金と、同時であつたかどうか存じませんが、関係方面の指示によりまして、この利用方法がかつたと思ふのでありますが、一連の他の積立金のその後の運用について、御承知おきであるならば、それをお聞ひたいと思ひます。

○安田政府委員 ほかの方は郵便年金と、それから簡易保険の関係の積立金でございませう。これはちよつと違ひますけれども、大体似たようなことで、やはり積立金も預金でございませう。これにつきましては、衆議院、参議院の決議によりまして、これを早く還元貸付するようにという決議もございまして、その決議に従ひまして内閣まで持つて行き、閣議できまりました事項として、いろいろ折衝されていっているのですが、いまだ解決いたしてないのではありません。

○青柳委員 私は先ほども申し上げましたが、第五国会におきまして、当委員会の強い意向といたしまして、御当局にも意見をまとめて申し出たのであります。当委員会としても今後この積立金の勤労者への還元に関し、またその利子の値上げについて、いろいろ方法をとるべきである。こう存じますので、私の意見を申し上げておきます。

○大石委員長代理 次は渡部委員。

○渡部委員 今度の改正によりまして、十年以上掛金をした者に、十年以上掛金をした者に、希望者は掛金をすることによつて権利を行使できる。その利用率を千分の二十六と定めるといふことになつておりますが、この千分の二十六は、全部本人の負担になるのであります。またこういうふうな該当者は何人くらいあるか。お伺ひしたいと思ひます。

○安田政府委員 前段につきましては、本人の全額負担になります。あとの方の数字は、まだわかつておりませんが、来年度あたりからぼつ／＼あるのではないかとこのことでございませう。

○渡部委員 今、御承知の通り、非常に窮乏の中から積立てているわけですが、これは相当積立てておつた人が失業するやうな場合、そういう人が非常に多いわけですが、そういう場合、ほとんどこれらの人たちは、この年金の積立てをするということが不可能になつて来るのじやないか。こういうやうな場合には、その取扱ひはどういうことになるのか、お聞きたいのです。

○安田政府委員 失業いたしましたし、またあとで復活いたしましたし、どこかに勤めるといふことになりましたと、期間の通算がございませう。それからなお通算いたしませんで、五年以上経過いたしました者には、脱退手当金をもらうこともできます。

○渡部委員 脱退手当金と言われておりますが、それは一定の率になつて返還されるのか。あるいは全額渡されるのか。その点を伺ひます。

○安田政府委員 日額の十五日以上五百十日まで、年限によりまして幅があるわけでありませう。

○渡部委員 ただいま失業者は復職した後に、希望によつてまたその権利を復活することができるといふやうなお話はありましたが、しかし今日失業者は、ほとんど大部分が再就職というやうなことが、困難な事情になつて来ておつて、しかもそういう人がますますふえて来るという段階にあるわけですが、こういう場合、実際上の問題として、権利を放棄しなければならぬといふやうな関係になりますし、それから今このやうな状態の中で、十年後のことを考へて積立てを非常に貧困の中から続行するといふやうなことは、不可能であるばかりでなく、おそらく希望することも少いのではないかとこのふに考へられます。そういう場合に、むしろわれ／＼の考へでは、そういう人たちが失業するとか、あるいは退職するやうな場合には、これを退職手当あるいは退職金といふことにして渡すべきではないか。その方が積立者にとつて、直接に役立つことであり、また積立者が将来それを基礎にして、何か再生の方法、更生の方法を講ずるやうな場合に、むしろ必要とされていくのじやないかといふやうに考へられますが、この点どうですか。

○安田政府委員 一度失業いたしましたら、再び就職の機会がないというお話でございしますが、この点につきましては、いろいろあると思ひます。必ずしもそうばかりではないのじやないかといふ気もいたしております。大体、五年以上勤めましてならば、脱退手当金をもらう。すべての者に勤めただけ

の期間を計算いたしまして、脱退手当金を出すといふことになりませうと、これはまた保険の方の経済としては成立たない。こういう関係になつておるのであります。現在のところでは、今の制度のやうなことでよろしいやうがないのじやないかと思つております。

○渡部委員 それでは今私が質問しました中で、該当者が、現在の法律ができることによつて継続するかどうかといふやうな地位に置かれておる人たちがどのくらいあつて、それからその人たちの積立金がどのくらいあるのか、そういう点をよく調査して知らしめていただきたいと思ひます。このことは、現在の改正法案が改正されるべきかどうかといふことに関連して、非常に重大な問題だと思ひます。この点をひとつ願ひしておきます。

それから今政府委員から、積立金の一割を勤労者のために使いたいといふやうなお話があつたわけですが、実際具体的には、どういふ方面に使われるやうな予定になつておりますか。

○安田政府委員 福祉施設でございませう。それから、大体住宅でありますとか、あるいは医療でありますとか、そういうやうな施設になると思ひます。

○渡部委員 今そういう点について、現に使われていくわけですか。

○安田政府委員 この制度が始まりましてから終戦になる年まで、大体千五百万円ばかり使われております。いづれもそういつたやうな住宅でありますとか、医療施設、そういうところの主として使つております。

○渡部委員 今後の計画についてはどうなつておりますか。というのは、今

後この法律が実施されることによつて、解消状態になるような人が非常に多いと考えられるわけですが、そうなるというところから、福祉施設というふうなものにこれが具体的に用いられる場合に、その方向ということが非常に重要になりますから、その点もひとつ見通しとしてお聞きしたいと思ひます。

○安田政府委員 御質問の中の、この法律が施行されるようになりますと解消状態になる人がふえるという意味が、ちよつとわかりかねるのでありますが、どういふようなことでございませうか。

○渡部委員 つまり失業等によつて失業者が非常に多くなる。先ほど申し上げたように、もはやその人たちが掛金をかけることができなくなるといふような場合には、この契約から抜けなければならぬ人が非常に多くなるといふことを言つてゐるわけですが……

○安田政府委員 この法律で二点改正されるのでございませう。第一段の方は、この法律が施行されましたから特にかわるというのではなくて、任意継続をいたしますのは、十年以上の資格期間がないとできないのであります。ところがちよつと施行されましたから今度で、飯山なんかの加算を入れますと十年間たちますものですから、十年目にこの法律を放つておきますと、高い料率でかけられる。その料率を安くしようというのが第一段でございませうから、そういう一般の身分関係には、今度の法案においては変更はないのであります。その点多少誤解があるのではないかと思ふのでちよつ

と申し上げます。

○渡部委員 それでは私の質問は、もう少し調べまして、次の機会に続行します。

○大石委員長代理 御質疑もないようでありますから、本日はこの程度にいたして散会いたします。

次会は明日午前十時より開会の予定にいたしておます。

午後三時五十四分散会